

自社製品のリサイクル相談事例

《事例1》

パソコンは製造していないがプリンターなどの周辺機器を製造しており、製品の販売は製造業者系の販売業者が行っている。資源有効利用促進法の指定再資源化製品に事業系パソコンが指定され、パソコン製造事業者が自主回収・再資源化に取り組んでいるため、販売業者は事業系顧客から使用済製品の引取りを求められている。

《事例2》

A T M等の情報処理機を製造しているが、顧客からの引取り要請に対して下取行為により回収し、自社系列又は他の再資源化業者に委託して再資源化をしている。

《事例3》

注入器（医療用具）を製造しているが、設計段階で再生利用を視野に入れて製品を開発したので、回収して再度自社製品の原材料として使用したい。